

## 前橋都市計画地区計画の決定（前橋市決定）

都市計画新前橋駅前第二・第三地区地区計画を次のように決定する。

名称		新前橋駅前第二・第三地区地区計画
位置		前橋市箱田町、古市町、古市町一丁目、二丁目の各一部
面積		約 9.0ha
地区計画の目標		<p>本地区は、JR 新前橋駅より南の約 0.4km に位置し、前橋市都市計画マスタープランにおいて、都心核を補完する「地域核」として位置づけられている。また、新前橋駅前第二土地区画整理事業、新前橋駅前第三土地区画整理事業により、公共施設の整備、改善が行われることで、低未利用から高度な土地利用への転換を促進し、「地域核」として必要な都市機能や居住の誘導を図る地区である。</p> <p>これらのことから、適正な土地利用の誘導を図り、良好な都市空間の形成及び維持、保全することを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	都心核を補完する地域核として、健全な商業・業務地と周辺環境が調和した地区形成を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な拠点的市街地の形成を図るため、建築物等の用途及び建築物等の形態又は意匠の制限を行う。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項、第 6 項から第 11 項まで及び第 13 項のいずれかに該当する営業の用に供するもの</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根などの色彩は良好な街区景観の形成のため、刺激的な原色や蛍光色などを避け、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。
備考		

「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

本地区は、本市施行による新前橋駅前第二土地区画整理事業（施行済）及び新前橋駅前第三土地区画整理事業（施行中）の地区の一部であり、公共施設の整備、改善が一体的に行われることで、低未利用から高度な土地利用への転換を促進し、「地域核」として必要な都市機能や居住の誘導を図る地区である。

そこで、適正な土地利用の誘導を図り、良好な都市空間の形成及び維持、保全するため、用途地域の変更に併せ地区計画を決定するものである。